

第3部会のヒアリング項目【抜粋】

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	Ⅰ－1参画と協働により自治を切り拓くまち 補助事業1 協働推進事業助成 【計画事業3 NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進】	①この補助事業について、助成の基本的な考え方は。補助事業2「地域協働事業への支援」及び3「まちづくり活動助成」の補助目的とどう違うのか。 ②協働支援会議が、交付団体及び金額の審査をしているのだから、「事業実績報告」の審査も同会議がやるべきではないか。 ③協働によるリスク分担については、どのように考えているのか。 ④前金払で支出しているが、21年度監査指摘において、「補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、概算払による方法が適当である」旨指摘されている。監査し指摘を受けた見直しは行われたか。	①NPO活動資金助成は、区民や事業者等からの寄附金と区の一般財源を積み立てた協働推進基金を原資とし、NPOが行う区民の福祉の向上を目的とした事業を財政面で支援することを通じて、多くの区民の方がNPOなどの社会貢献活動に関心と理解を深めることにより、地域活動への参加を促進すること、また、区民を対象とした社会貢献活動を行うNPO等の育成を支援することを目指しています。 ②事業実績報告の審査は、書類審査のみでなく行政が実施現場を視察したうえで助成事業の遂行及び支出が適正に行われたかを調査しており、適切な評価を行っています。 ③NPO活動資金助成の審査にあたっては、団体審査も行い、実施の実現性のある事業を選定しています。また、助成交付団体として不適切と認められた場合は、新宿区協働推進基金条例施行規則に基づき交付決定の取消しや助成金の返還命令等によって対処します。 ④監査の指摘を受け、支払い方法について検討しました。この事業は、事業実施計画書や事業予算書等により補助額を確定しており、事業を効果的に実施するため前金払としています。監査からの指摘の趣旨を踏まえ、今後も、補助の成果や実績等の確認については、実績報告書や領収書等による確認を行い、適切な事務の執行に努めていきます。	地域調整課
3	Ⅱ－2コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち 補助事業3 まちづくり活動助成 【計画事業4 町会・自治会及び地区協議会活動への支援】	①この事業の助成の基本的な考え方は。 ②地域協働事業への支援との関係については、どのように考えているのか。 また、それぞれの事業に関連がみられるが、別立てにしているのは何故か。(No.2②と同じ)	①地域団体の代表や公募区民によって組織する地区協議会の地域課題解決のための取り組みを支援するものです。 ②平成21年度行政監査でも類似しているものがあることから補助事業の見直しを指摘されたところ。同じ地域における協働に向けての活動などには類似する点もあり、現在検討中の自治基本条例の検討結果を踏まえ、見直しを行っていきます。 また、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることを目的とした「地域協働事業への支援」と、10地区の区域内の課題解決を目的にした「まちづくり活動助成」とは、目的や支給対象の違いから別立てとしています。	生涯学習コミュニティ課
4	Ⅱ－5心身ともに健やかにくらせるまち 補助事業15 公衆浴場設備費助成、 補助事業16 公衆浴場改築改装費助成、 補助事業17 公衆浴場資金の貸付及び利子補給	①新宿区における公衆浴場の数等の変遷や現状、分布、利用者数など概要を教えて欲しい。 ②新宿区内の公衆浴場32軒を減らさないことを前提にして各種の助成をしているようだ。公衆浴場は、住宅事情の変化に伴ってその役割を終えて減ってきたが、区民の健康を維持するため、本当に公衆浴場が必要なのか、何時どのような議論をしたのか。公共性・公益性が高い事業とはいえないのではないか。	別紙のとおり ②公衆浴場対策については、昭和56年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が制定されました。同法の目的は、「公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにも関わらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場について特別措置を講ずるよう努めることにより、住民にその機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的する」と規定され(1条)、「国及び地方公共団体は公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずること」(3条)、貸付けについての配慮(5条)、助成等についての配慮(6条)が規定されています。 新宿区内の自家風呂保有率が94%を超えたとしても、現在でも約1万世帯もの自家風呂の無い住居に居住する区民が存在しています。公衆浴場に代わる同程度の条件を備えた入浴施設がない中で、区民の入浴機会を確保し、公衆衛生の水準を維持するためには、公衆浴場に対する公的支援は不可欠と考えます。 また、浴場組合からの公衆浴場設備改善等に係る補助金の増額要求、及び区議会の質疑においても、公衆浴場が公共性の高い施設ということで、転廃業防止策についての施策を求められており、区は、公衆浴場の存続と経営の安定を図るために支援策を推進していくと答弁をしています。	地域調整課

第3部会のヒアリング項目【抜粋】

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
4	Ⅱ－5心身ともに健やかに くらせるまち 補助事業15 公衆浴場設 備費助成、 補助事業16 公衆浴場改 築改装費助成、 補助事業17 公衆浴場資 金の貸付及び利子補給	③公衆浴場の社会的機能について、区はどの ように考えているのか。	③「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、平成16年の法改正で、「住民 の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用につい て適切な配慮をするように努めなければならない。」(4条)という活用についての配慮等の条文が 追加されています。 平成21年12月の都内の公衆浴場の分布を見てみると、840軒のうち区部762軒、市部が78 軒と区部に集中しています。これは全国的にも同じ現象で、大都市に集中しています。昨今、都市 部での高齢化が進み、一人暮らしの高齢者の増大とあいまって地域コミュニティの希薄化が言わ れています。このような中で、都市部の公衆浴場は、地域住民同士のふれあいの場ともなっており、 公衆浴場の役割は社会情勢の変化とともに健康維持、公衆衛生の向上のみならず、地域コ ミュニティの存続を担う大切な施設となっています。 公衆浴場が区民の日常生活において欠くことのできない公共的施設であり、これに依存してい る区民の需要に応えるため、その維持・確保を図る必要があることは、公衆浴場法が制定された 昭和23年の立法当時も今日も変わりません。むしろ、公衆浴場の経営が困難な状況にある今日 においては、一層の重要性が増しているため、公衆浴場経営者が経営の困難から廃業すること を防止し、区民の保健福祉を維持することは、区として重要な役割と考えています。	地域調整課
		④高齢者に入浴券を配布しているが、何の事 業で、幾らぐらいの予算か。	④事業名 新宿区ふれあい入浴 予算額 202, 215, 000円 対象者 ・60歳以上の方 ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のい づれかをお持ちの方 ・未就学児を扶養し児童育成手当を受給している方 利用場所 新宿区内の公衆浴場(32浴場) 利用回数 月4回	高齢者 サービス課
		⑤ことぶき館・清風園等、区の施設全体でお風呂 はどのくらいあるのか。	⑤ことぶき館・清風園等の高齢者施設の風呂の数 20施設	高齢者 サービス課
追加 分 1	Ⅱ－5心身ともに健やかに くらせるまち 補助事業15 公衆浴場設 備費助成	平成20年度までに区内の公衆浴場の65.6 パーセントがガス化転換が終わったとありますが、 今後は予算上「特別枠・ガス化」の枠がなくな っても、ガス化転換を含め必要な改修に対 応できるということでしょうか？	平成19年度に設置した特別枠については、ガス切換えを促進するために設けた例外的な措置 です。19年度、20年度の2箇年で、希望された浴場施設のガス切換工事はほぼ終了しており、 今後は、大幅な需要は見込めない状況です。このため、ガス切換工事は、一般枠の中で対応して 行きます。	地域調整課
追加 分 2	Ⅱ－5心身ともに健やかに くらせるまち 補助事業16 公衆浴場改 築改装費助成	公衆浴場の社会的意義を区民の健康増進や 介護予防事業に結びつけていくことを、業者は 前向きにとらえていらっしゃるのでしょうか？ また、そのような方向性をもった業者でも改 修費用の補助率が20分の1であることで、資金 調達が困難であると感じていないのでしょうか？ 提出資料にあるような改修例は、介護施設も 人も不足する中で望ましい方向であるように感 じましたが、新宿区では介護事業からのニー ズとしても高まっているのでしょうか？	公衆浴場は地域住民の健康増進等に少しでも役立ちたいと浴場経営者の方々は日々努力をさ れています。 健康増進型公衆浴場の改築・改修は多額の費用が必要となるため、新宿区と東京都で連携し て改築・改修の費用を助成しています。区の補助率は20分の1ですが、東京都の補助率は4分 の1です。合わせて補助対象事業の30%の助成が受けられます。 また、新宿区では、改築・改修資金について、一般金利よりも低い区の融資あっ旋制度を実施 しており、さらに、利子の半額を補助しています。同様の融資あっ旋制度と利子補給は東京都でも 実施しています。 高齢化の進む社会の中で介護予防は、必要不可欠と考えますので、今後、区は、公衆浴場支 援施策を実施して行く中で、公衆浴場経営者等に介護事業等の健康増進策の推進を働きかけて 行きます。	地域調整課